

和光市権利擁護センター・中核機関業務委託プロポーザル実施要領

1 趣 旨

和光市は、和光市成年後見制度利用促進基本計画における中核機関として位置づけられた権利擁護センターとして、和光市権利擁護センター事業実施要綱第 1 条の事業の趣旨に従い、高齢者及び障害者に対する権利擁護を行う外部の事業者に委託する当該事業を実施する。

委託にあたっては、本事業の業務が各種給付制度や債務整理等に関する高度な知識と被保護者に係る事業の実績を有した人材の確保を必要とする特殊な内容であることから、企画提案による公募を実施するものである。なお、本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

2 業務概要

(1) 業務名

和光市権利擁護センター・中核機関業務委託

(2) 業務内容

別紙「和光市権利擁護センター・中核機関業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおりに

※なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、権利擁護センター・中核機関業務に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

(3) 履行場所

ア 名 称 和光市権利擁護センター

イ 所在地 和光市内に設置すること

(4) 委託の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(5) 委託料上限額

19,800,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

本業務の委託契約締結に係る上限額であり、この範囲内の見積額で予算見積書が提出された場合に選定委員会への参加及び契約が可能。

※本プロポーザルにより上記履行期間の契約が成立しても、令和 7 年度の契約を担保するものではなく、委託料についても予算編成により提案金額に添えない場合がある。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

4 応募資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、応募する日現在で、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加申込書等受付の締結日から契約締結までの期間に、和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年要綱第17号）に基づく指名停止措置を受けていないものであること。
- (3) 参加申込書等受付の締結日から契約締結までの期間に、和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年要綱第7号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法または民事再生法に基づく裁判所からの再生手続開始または再生手続きの開始が決定されており、かつ、本紙の再審査を受け、参加申込締切日において入札参加資格を有する者であること。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者でないこと。
- (6) 優先交渉権者決定の日6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (7) 法人税及び法人地方税の滞納がないこと。
- (8) 本選定会に参加しようとする者の間に資本関係または人的関係がない者であること。
- (9) 事業所の本店、本社が埼玉県内にあること。

5 スケジュール

内容	日程
公示（仕様書等の公表）	令和7年1月10日（金）
質問票の受付期間	令和7年1月10日（金）～ 令和7年1月17日（金）午後5時必着
質問の回答	令和7年1月27日（月）
提出書類の受付期間	令和7年1月10日（金）～ 令和7年2月3日（月）正午必着
一次審査（書類審査） ※5者以上の提案があった場合	令和7年2月5日（水）
一次審査結果（書類審査）の公表・通知	令和7年2月7日（金）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング） の実施	令和7年2月14日（金）
二次審査結果の公表・通知	令和7年2月21日（金）
契約締結	令和7年4月1日（火）
業務開始	令和7年4月1日（火）

※都合によりスケジュールが変更となる場合がある。変更となる場合は、参加事業者に連絡するものとする。

6 公示（仕様書等の公表）

(1) 公示開始日

令和7年1月10日（金）

(2) 公示方法

和光市ホームページに掲載

URL <https://www.city.wako.lg.jp/kenko/chiiki-fukushi/1009671/1011841.html>

7 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付開始

令和7年1月10日（金）から令和7年1月17日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

「【様式4】質問票」により電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けない。電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問について（事業者名）」とすること。（提出先アドレス：d0500@city.wako.lg.jp）

(3) 回 答

令和7年1月27日（月）までに、質問書を提出した者に電子メールで回答する。

また、市ホームページにも質問及び回答内容を掲載する。

URL <https://www.city.wako.lg.jp/kenko/chiiki-fukushi/1009671/1011841.html>

※回答にあたっては、事業者名等は公表しない。

質問内容が不明瞭なもの等は、回答しない場合もある。

8 参加に係る書類提出

(1) 提出書類

提出書類は、A4判横書き左綴じを基本とし、A3判を使用する際はA4判サイズに織り込むこと。必要部数は全て11部とする。（正本を1部、残り10部についてはコピーでも構わない。）

ア 参加申込書【様式1】

社印及び代表者印を捺印すること。

イ 企画提案書（任意様式）

（ア）作成要領、仕様書を踏まえ、作成すること。

（イ）表紙、目次等を除き本文50ページ以内とすること。

（ウ）文字は「MS明朝、10.5ポイント以上」で言語は日本語で作成すること。

（エ）正本には、社印及び代表者印を捺印すること。（副本は捺印不要）

ウ 見積書（任意様式）

（ア）作成要領、仕様書を踏まえ、作成すること。

（イ）消費税込みの金額とし、宛先は和光市長とすること。

(ウ) 正本には、社印及び代表者印を捺印すること。(副本は捺印不要)

エ 業務工程表(任意様式)

仕様書を踏まえ、参加者が取り組む業務の工程表を作成すること。

オ 業務実績書【様式2】

同種・類似業務の実績について記載(主なもの5件以内)

カ 業務実施体制表【様式3】

担当者とその業務内容等について記載(責任者含め代表して5名以内)

(2) 電子記録媒体の提出

上記提出書類と共に、企画提案書を保存した電子記録媒体(CD-ROM、DVD-ROM)を1部提出すること。データ形式は原則PDFとすること(Word、Excel、PowerPointも可)。

(3) 受付期間

令和7年1月10日(金)から令和7年2月3日(月)正午まで(必着)

(4) 応募方法

和光市地域共生推進課窓口(1階)へ持参または郵送

※郵送の場合は、書留郵便やレターパック等とすること。

(5) 提出書類の返却・複製

提出された書類は全て返却しないものとする。また、必要に応じて提出書類の複製を作成する場合があるので、複製に対する制限は行わないこと。

【作成要領】

(1) 企画提案書

仕様書を踏まえながら、企画提案書に以下の事項について記載すること。

ア 委託業務にあたっての基本的な考え方

権利擁護センター・中核機関業務について、制度の内容や事業全般についてどのように理解し、どのように取り組んでいくのか、本委託業務の実施にあたっての基本的な考え方について。

イ 現状把握の方法

権利擁護センター・中核機関業務について、市の現状を正確に把握し、理解があるか。また、それを実施できる手法について。

ウ 委託業務実施に向けた論点・課題の抽出及び整理

現状把握の結果等から、論点や課題をどのように洗い出し、委託業務の方向性を導いていくのか、具体的な取組みについて。

エ 今後の課題、業務に関する提案等

評価を行うための具体的な内容や分析方法について。

権利擁護センター・中核機関としての役割、実施方法等について、和光市地域福祉計画との整合を図ることについて。

オ 実施方法

業務実施体制の進め方や会議、研修等の運営について。

カ 進行管理・マネジメント手法

本業務の実施スケジュールを適切に管理するための進行管理やマネジメントの取組について記載すること。

キ 個人情報保護の取り扱い及びリスク管理に関すること

ク その他

上記に挙げる事項の他、参加者独自の提案等があれば記載すること。

(2) 見積書作成に係る注意事項

ア 仕様書を踏まえ、見積書を作成すること。

イ 提案内容を実現するために要するすべての経費を計上した見積書を作成すること。 (追加・別途経費が発生しないよう慎重に見積価格を積算すること。)

ウ 様式は任意するが、経費積算が明らかとなるようにした上で、消費税等込みの金額を記載の上、提出すること。

エ 契約方法・支払方法等については、を優先交渉権者決定後に協議するものとする。

9 審査

審査は、和光市権利擁護センター・中核機関業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で以下の方法により、最優秀提案者及び優秀提案者各1者の選定を行う。市は、最優秀提案者を優先交渉権者として委託契約の交渉を行うものとするが、辞退その他の理由により契約できない場合は、優秀提案者を優先交渉権者として契約交渉を行うものとする。なお、一次審査は非公開、二次審査は公開で行う。

(1) 審査方法

【一次審査（書類審査）】

提出書類に基づき、書類審査を行う。各委員による、得点における順位点の合計点が高い4者以内の者を二次審査対象として選出する。なお、順位点の合計点が高い事業者が5者以上となった場合は、その中で最も合計点が低い事業者のうち、見積金額が低いものが上位となる。

審査結果は、一次審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知する。郵送及び電子メールにより令和7年2月7日（金）に通知する予定である。審査結果についての問合せ及び異議申し立ては受け付けない。

【二次審査（プレゼンテーション）】

企画提案書等の内容を具体的に説明する場として、次のとおりプレゼンテーションを実施する。詳細は一次審査結果と併せて通知する。

ア 日時

令和7年2月14日（金）14時00分～16時00分

イ 留意事項

- (ア) プレゼンテーションは1事業者につき30分程度とする（準備・片付け5分、説明10分、質疑応答15分）。
- (イ) 挨拶、会社紹介等も説明時間に含めるので、形式的なものは省略して構わない。
- (ウ) 参加者は本業務に従事する者を含め3人以内とする。なお、プレゼンテーションは、本業務に従事する者が全部または一部を行うこと。
- (エ) パソコン等を使用する場合は、スクリーン及びプロジェクターは市で用意するが、それ以外は参加者で機器を用意すること。（スクリーン、プロジェクターについても持参したものを使用しても構わない。）
- (オ) 原則として、提出後に提出書類の内容は変更できないが、企画提案書等をプレゼンテーション用に編集したものを当日使用することは可能とする。（企画提案書等の内容と齟齬が生じることや新たな内容を追加することはできない。）
- (カ) 提出済の企画提案内容の範囲内で、プレゼンテーション用資料の配布を認めるが、前日までに11部用意し、市に提出すること（郵送または持参）。
- (キ) 出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、失格とする。

ウ 審査結果

二次審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知する。郵送及び電子メールにより令和7年2月21日（金）に通知する予定である。審査結果についての問合せ及び異議申し立ては受け付けない。

(2) 審査基準

基準	詳細
ア 本業務への理解	権利擁護センター・中核機関業務に関して、制度の内容や業務全般についての理解があるか。
イ 知識・手法	権利擁護センター・中核機関業務に関して市の現状を正確に把握し、理解があるか。また、それを実施できる手法を備えているか。
ウ 企画提案書の内容	地域共生社会の実現に向けて市等に求められる役割や今後の和光市における地域福祉のあり方を理解した提案がなされているか。
エ 権利擁護に関する周知・研修内容	実施方法、内容、スケジュール等具体的に提示されており、工程、内容等が適切であるか。
オ 業務実施体制	担当者の経験や専門性、人員配置等から、きめ細やかな支援が期待できるか。
カ 業務経歴	本事業と同種・類似事業の実績があるか。
キ 個人情報保護の取り扱い・危機管理	個人情報保護の管理体制、危機管理方法が適切であるか。
ク プレゼンテーション・ヒアリング	明瞭でわかりやすいプレゼンテーションを行い、積極的な取組み姿勢が示されているか。また、選定委員の質問に対して、明確・明快・迅速に回答しているか。
ケ 見積金額	委託料限度額に対する減額率
コ その他	自由提案の内容、意欲、姿勢

10 契約の締結

- (1) 市から通知を受けた優先交渉権者は随意契約の締結に向け、審査結果を踏まえて、市と委託に係る詳細について協議する。
- (2) 優先交渉権者は、協議が整い次第、改めて見積書を市に提出し、市は随意契約の手続きを行う。なお、協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (3) 契約時における詳細な事項については改めて提示し、必ずしも今回の提案どおり実施するものではない。

11 参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は失格とし、参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限に遅れたもの。
- (2) 本要領及び仕様書の条件を満たさないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 見積金額が不明なもの、積算根拠が不明確なもの。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。

- (6) 予算上限の超過あるいは著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合。
- (7) その他、選定委員会が不適合と認める場合。

12 提案の辞退

参加申込書等を提出後、本プロポーザルに参加する意思がなくなった場合には、速やかに「【様式5】 辞退届」を窓口に直接持参または電子メールにより通知すること。

なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

13 その他の留意事項

- (1) 参加を表明するにあたっては、本要領等を熟読し行うこと。
- (2) 参加者は、本件に関して市が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、または第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとする。
- (3) 企画提案に係る一切の費用は参加者の負担とし、当市は一切負担しない。
- (4) 企画提案書等の提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外には使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取扱うものとする。
- (6) 業者決定後、市は、業務の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。さらに、市では選定された企画提案書を元に仕様書を作成できるものとする。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (8) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。
- (9) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかになった場合または本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、市は受託者との契約を解除する事ができるものとする。
- (10) 審査経過及び結果に対する意義申し立て等には一切応じないものとする。

14 問合せ先

和光市福祉部地域共生推進課

所在地 〒351-0192 埼玉県和光市広沢 1－5

電 話 048-424-9121

F A X 048-467-1488

メール d0500@city.wako.lg.jp